

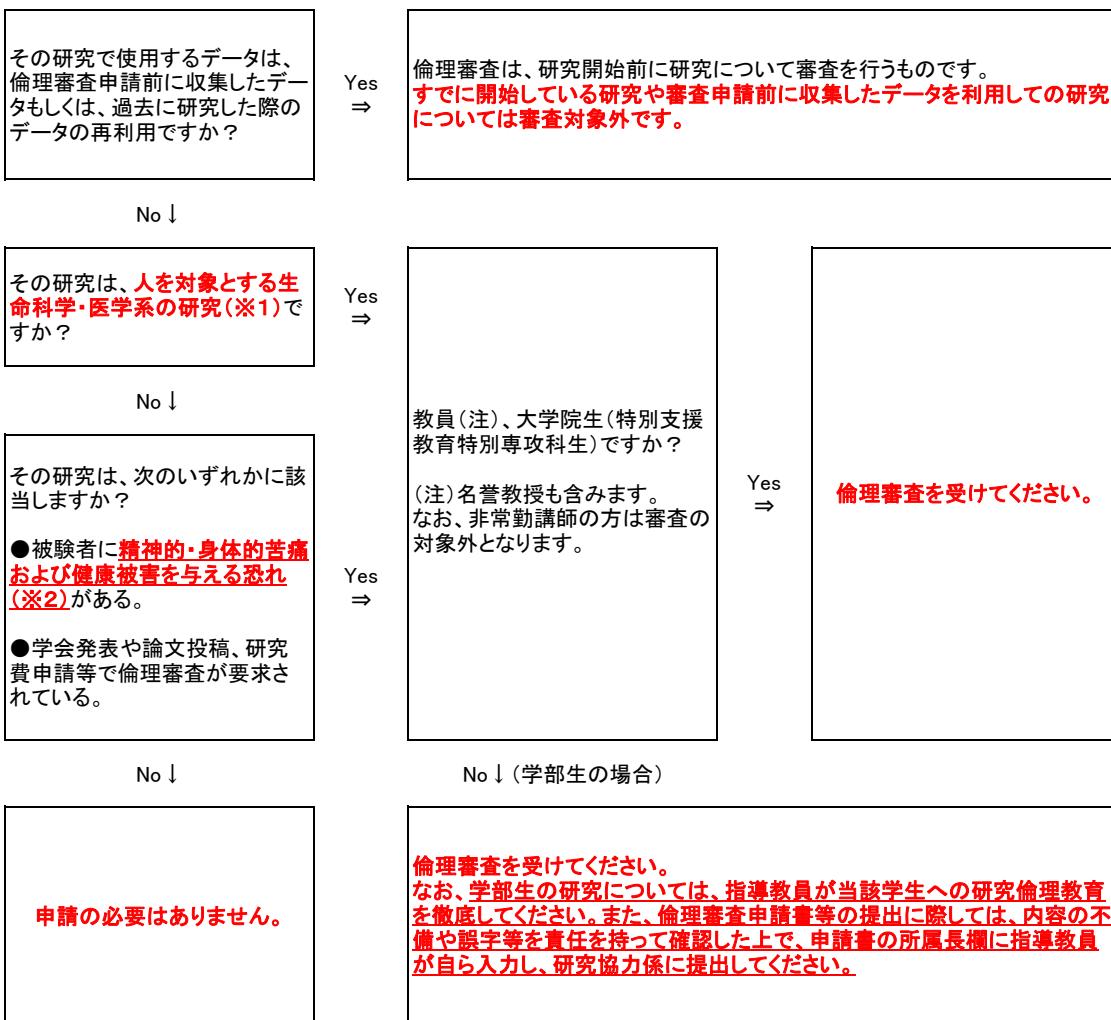
大阪教育大学 倫理審査のフローチャート

本学で人を対象とする研究を実施するにあたり、倫理審査が必要かどうかを判断するためのフローチャートです。以下を参考に、計画した研究が倫理審査を要するか否かの判断をしてください。

(注)このフローチャートは、大阪教育大学倫理委員会規程に基づき、倫理審査の要否を判断するためのものです。

なお、教職実践研究科の「実践課題研究倫理審査」とは別の手続きになります。

フローチャート上で「審査不要」と判断された場合でも、教職大学院で所定の審査を受けてください。



※1

人を対象として、以下のアまたはイを目的として実施される活動

ア 次の①～④のいずれかを通じて、国民の健康保持

増進または患者の傷病からの回復、もしくは生活の質の向上に関する知識を得ること。

- ①傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度および分布、それらに影響を与える要因を含む。)の理解
- ②病態の理解
- ③傷病の予防方法の改善または有効性の検証
- ④医療における診断方法および治療方法の改善

または有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノムおよび遺伝子の構造または機能、遺伝子の変異または発現に関する知識を得ること。

※2

・被験者の同意、協力を必要とするもの

・個人情報の取り扱いの配慮を必要とするもの

(記名式のアンケートや回答内容により個人が特定される調査や録画、録音されたものも含む)

・生命倫理、安全対策に対する取組を必要とするもの

・長期間、長時間にわたる拘束が発生する

・何らかの不利益が生じる恐れがある